

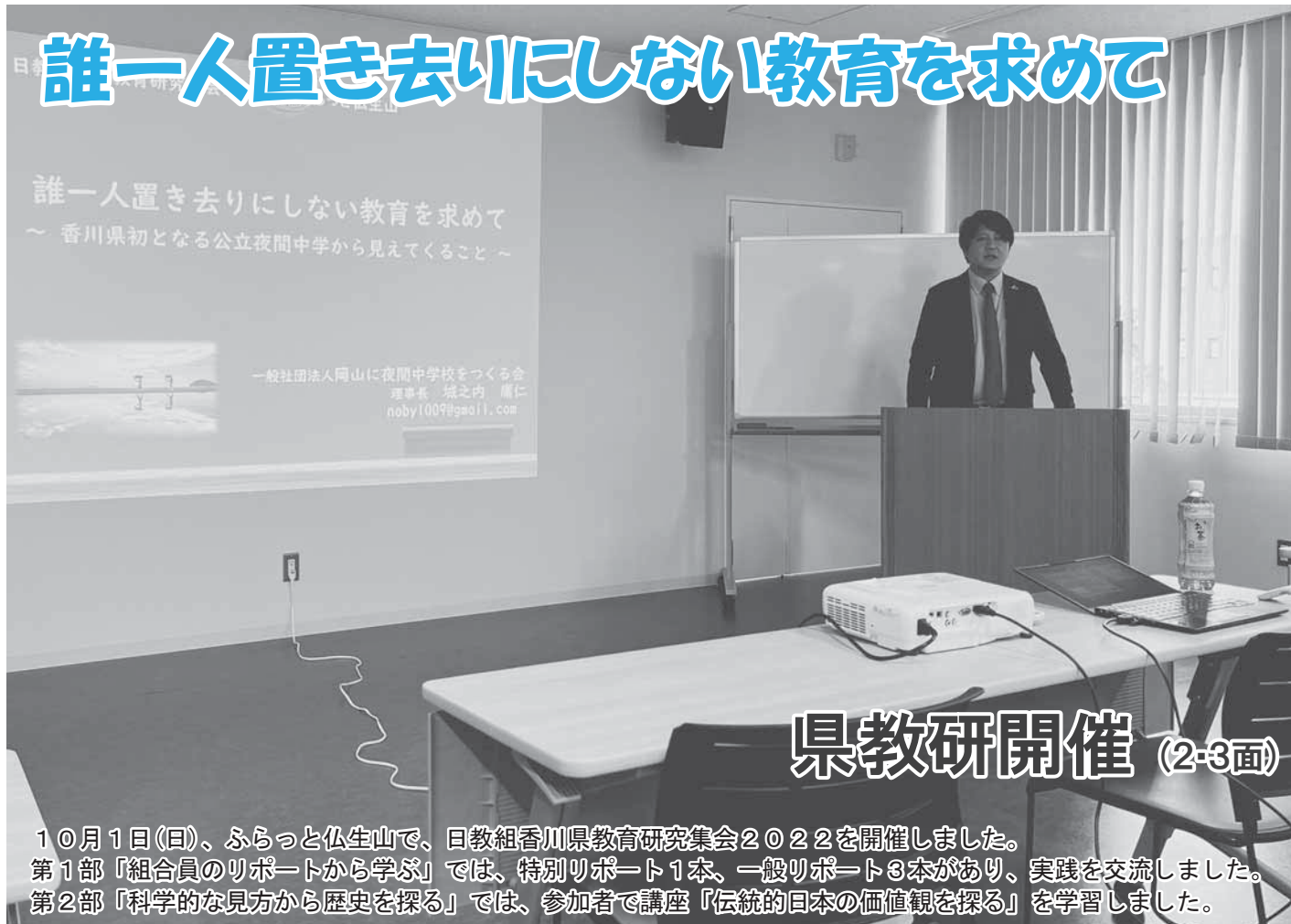
日教組香川 2022.11



発行所 日教組香川教職員組合
〒760-0008 高松市中野町15-24
佐藤ビル1F
TEL 087-802-1640
FAX 087-802-1642
URL <http://www.jtu-k.com/>
E-mail jtukagawa@circus.ocn.ne.jp
(4月から変更します)

発行人 嶋村太伸
毎月1日発行

誰一人置き去りにしない教育を求めて



県教研開催 (2-3面)

10月1日(日)、ふらっと仏生山で、日教組香川県教育研究集会2022を開催しました。
第1部「組合員のレポートから学ぶ」では、特別レポート1本、一般レポート3本があり、実践を交流しました。
第2部「科学的な見方から歴史を探る」では、参加者で講座「伝統的日本の価値観を探る」を学習しました。

香教組でもない、香教連でもない、高教組でもない

全国で一番なかまの多い日教組香川へ

HP



Instagram



Facebook



好評連載中

6面

三豊市における公立夜間中学の成立過程について
城ノ内 庸仁(一般社団法人岡山に夜間中学校をつくる会 理事長)

7面

授業で使える小技や小ねた
石原 清貴(元小学校教員)

なりすまし団体にご注意

9月5日付け朝日新聞香川版誤報及び6日付け訂正に掲載された「日教組香川三観教職員組合」「同組合の片山元久執行委員長」は、全く日教組香川教職員組合とは関係のないなりすまし団体です。また日教組香川教職員組合の組合員でもありません。なりすましにご注意ください。

組合員のレポートから学ぶ(第1部)

特別レポート

誰一人置き去りにしない教育を求めて～香川県初となる公立夜間中学から見えてくること～



城之内庸仁さん(一般社団法人岡山に夜間中学校をつくる会理事長)

夜間中学の歴史・背景・現代的課題、公立夜間中学と自主夜間中学の違いの話がありました。夜間中学に通う生徒は、未就学高齢者、不登校生徒、形式卒業生、外国籍生徒など多種多様な生徒が通っています。目的は違いますが、学ぼうという意欲は誰よりも強い。公立夜間中学は規則があり誰でも通えませんが、自主夜間中学は規則がなくだれでも通えます。夜間中学はどちらが欠けてもいけません。

公立夜間中学と自主夜間中学が両輪となって教育をしていく必要があります。誰にでも学ぶ機会と学びの場を作ることが大切です。学ぶということの大切さを知り、そして、生きていくため、生活するために学ぶということが必要です。また、自分を取り戻すための学校でもあります。

「一人でも置き去りにしたら、それは諦めたことになる。」という言葉が心に残りました。

一般レポート

4年国語東京書籍「走れ」に関する考察

「走れ」は足の速い弟のけんじと足の遅いお母ちゃん3人の運動会の出来事を描いたものです。なぜ①「ラスト」と言われて誇らしかったか？②けんじはどんな気持ちで姉に「へたくそ」と言ったか？について



宮脇一正さん(丸・城辰小)

の考察でした。

「走れ」の内容解釈は指導書にも十分に書かれていません。個人個人がこの内容について考えることが大切なのではないだろうか、という意見が出されました。

5年理科「植物の発芽と成長」での、仮説実験授業〈タネと発芽〉の実践



三好立美さん(坂・東部小)

普通はインゲンマメで条件を制御しながら植物の育ち方を調べますが、ハトのえさに入っている種子+台所にある種子で実験をしました。ハト

のえさに入っているシワシワのトウモロコシが発芽したり、小さなイチゴの種から根や子葉が出てきたりしました。種まき用の種子でないものを使うことで、子どもたちは楽しく学べ、発芽の条件も無理なく見つめられた実践でした。

どうすれば差別のない社会になるだろうか～小学校6年生社会科における部落問題学習を通して～



嶋村太伸さん(書記局)

以前太田小は6年の総合学習で人権総合学習として部落問題を50時間で構成していました。しかし、10年後には総合学習の内容も変更され、社会科の中にも特設の部落問題学習の位置付けは無くなっていました。9月から急遽6年生担任になり社会科の限られた授業時間の中で、部落問題学習を行った発表でした。

総合学習の中に人権・同和教育を入れ、学校全体で取り組む難しさ、地域教材を深く取り上げること、誰もができる人権・同和教育、部落問題学習をつくることは永遠の課題であるというまとめになりました。

文責 松岡弘秋(さ・造田小)

科学的な見方から歴史を探る(第2部)

講座「伝統的日本の価値観を探る」

日本の伝統的文化、主に天皇制についての講座でした。天皇は、日本国民統合の象徴であるにもかかわらず、ほとんどの国民は天皇制についてあまり知らないのではないのでしょうか。今回は、そんな天皇制について、そのはじまり、天皇と貴族・武士の関係、明治維新と天皇という4部構成でのまとまったお話が聞けました。

参加者の感想文から

- ・天皇は歴史上の事件にとっても関係していますね。歴史上の事件のこともつながった。深いですね。
- ・そういうことだったのか～！ってことがたくさんありました。
- ・天皇制の成り立ちから幕末、明治維新の出来事までバラバラだったことがつながり、すっきりした。



二階堂泰全さん(仮説実験授業研究会)

感想文に多く見られるように、単語としては知っているけれど、よく理解できていないことが1つの体系としてつながる気持ち良さを体験できたと思います。

これは、前回(2020年9月)の「憲法の話」の講座の時も同じでした。このように二階堂さんの講座は、雑多な知識がきちんと体系付けられて、すっきりとまとまる心地よさを感じさせてくれます。

今回の「天皇」に関する基礎知識をまとめるにあたって、二階堂さんが資料の中でこのように書かれてい

ます。
〈昭和天皇が死んだときに、仮説実験授業を提唱した板倉聖宣さんは「天皇制と教育」という文章を『たのしい授業』1989年2月号に掲載しました。その最後で
忌まわしい過去の歴史を繰り返さないように、感情ではなく理性でもって天皇制の謎を解きあかし、教育

に当たってほしいと願わざるをえないのです。
と結んでいます。〉

天皇制を正しく理解することは、忌まわしい戦争の歴史を繰り返さないためにも大切なことなのだと感じさせられた講座でした。

文責 宮西文彦(丸・城乾小)

朝日新聞香川版より(10月3日)

夜間中学の教諭 取り組みを発表

教育研究会

義務教育を十分に受けられなかった人の学び直しの場である夜間中学について、三豊市立高瀬中学校夜間学級の英語教諭、城之内庸仁さん(45)が1日、日教組香川教職員組合の「教育研究会」で発表を行った。県内の小学校教諭など9人が耳を傾けた。

高松市のふらっと仏生山(高松市仏生山交流センター)で開かれた集会で、城之内さんは夜間中学の歴史を紹介。また、高瀬中夜間学級の生徒の様子や、城之内さんが運営する岡山県の

自主夜間中学の取り組みを写真や動画を交えて発表した。

城之内さんは、入学要件のある公立夜間中学と、社会教育としての自主夜間中学が「自転車の両輪のように必要」として、すべての学びたい人の受け皿を作っていくべきだと話した。

さぬき市立志度小の高木由紀教諭(55)は「不登校の子など社会にとつて見えていない子が一定数いる。学校現場だけでなく政治や行政を巻き込んでいく必要がある」と話した。

(紙合あり)

高松市議会で造田市議が代表質問 59.6%ガイドライン超え



造田市議

9月9日、高松市議会で、造田正彦市議(フォーラム21)が、日教組香川の要望を受け、代表質問の中で、教職員の働き改革関について質問しました。

教育長の答弁では、今度4月~7月の一ヶ月平均時間外在校等時間で45時間のガイドラインを越えている教職員の割合は、59.2%と、半数以上はガイドラインを超えていることを明らかにしました。

造田市議「教職員の時間外在校等時間の現状は？」
教育長「教育委員会では、昨年4月に「教職員の働き方改革プラン2」を策定し、一箇月の時間外在校等時間が45時間、一年間の時間外在校等時間が、360時間を超える教職員をゼロにすることを目標に、その達成状況を検証しているところでございます。

昨年4月から7月における一箇月の平均時間外在校等時間が45時間を超えた教職員の割合は、63.2%、本年同時期の割合は、59.2%と、やや改善されておりますが、より一層の取組の充実が求められるところでございます」

造田市議「ガイドラインが守られるための具体的な方策は？」

教育長「学校教育は一人ひとりの教員の資質・能力によるところが大きく、質の高い教育を持続、発展させるためには、教員の心身の健康を保持し、子どもの指導に専念できるよう、働き方改革が大変重要であると

認識いたしております。

教育委員会では、これまでの取組に加え、校務のICT化として、欠席連絡のオンライン化を促進したり、スクールサポートスタッフや学校生活支援員などの専門スタッフを有効活用することにより、教職員の多忙化の解消を図っているところでございます。

また、学校給食費の徴収・管理等に係る教職員の負担を軽減するため、学校給食費の公会計化を、来年4月から導入することとしており、円滑な制度移行に向けた準備を進めているところでございます。

これらの取組により、教職員の働き方改革が徐々に進められてきておりますが、教育委員会といたしましては、教職員がゆとりを持ち、生き生きと働くことで、子どもたちに一層質の高い教育を提供できるよう、引き続き業務の適正化や効率化、学校運営の改革を鋭意進めてまいりたいと存じます。

県人事委員会勧告出る

月例給・一時金(0.10月)は国に準じて引き上げ しかし55歳からの昇給停止はついに勧告

10月13日(木)、県人事委員会(委員長 関谷利裕)は、今年度の『職員の給与等に関する報告と勧告』を行い、日教組香川を含む五者共闘に説明会を行いました。日教組香川からは、嶋村委員長が出席しました。

今回の給与勧告のポイントは、国の人事院勧告に準じた給料表の引上げと、ボーナスの支給月数の引上げ(0.10月分)です。

さらに、55歳からの昇給停止が導入されていなかったのは全国数県でしたが、香川でも今回55歳からの昇給停止導入が勧告されました。55歳からの昇給停止が導入されるとこれからの定年延長者も含め、55歳以上の教職員のモチベーションが下がることは目に見えています。11月9日の県教委交渉では、まずは導入反対で臨みます。

また、報告の中では、「とりわけ、教育職員については、その職務と勤務態様の特殊性により、勤務時間の内外を包括的に評価されているが、近年、教育職員に求められる役割が拡大し、これに伴って学校現場における長時間勤務が常態化するなど、その厳しい勤務実態が顕在化している。こうした状況を改善するため、その勤務時間を客観的に把握し、業務の適正化や効率化などに向けた取組を進めることが必要である。

こうした中、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」として、勤務時間管理の対象とするため、教育委員会では、条例・規則の整備等を行い、令和2年4月に県立学校教育職員の「時間外在校等時間」の上限を原則月45時間としたところである。しかしながら、昨年度の状況を確認したところ、時間外在校等時間が月45時間を超えている人数の割

合が、繁忙期においては、県立高等学校(県立中学校を含む)で約6割、市町立学校等(小・中学校)では約8割となる月があった。

学校における働き方改革は、次世代を担う子どもの教育の質にも影響するものであり、業務量及び勤務時間・休憩時間の適切な管理をはじめ、教育職員の心身の健康及び福祉の確保のための取組について、引き続き着実に進めていくことが重要である」とし、時間外在校等時間が月45時間を超えている人数の割合を報告した。

しかし、今回の県人事委員会勧告でも大きな問題は、参考資料の中の「勤務時間等関係資料」における「教育職員等の超勤務時間」です。

この間、日教組香川は、県人事委員会に対して、勧告と報告に当たっては、県下全教育職員の超過勤務時間を調査し、現状把握を要求してきました。しかし、今回も「教育委員会」として「超勤務時間」は、「県立学校の事務職員の超勤務時間」のみを報告してきました。つまり、小中学校、および県立学校の教職員の超勤務時間は、無視されたわけです。

五者共闘への報告の場で、嶋村日教組香川委員長は、この問題について事務局に何故全教育職員の超過勤務時間のデータが掲載されないのか質問しましたが、事務局からは「この欄は、県が管理している部分を記載しており、小中教育職員の勤務時間については、一義的には市町で管理されるものである。ただし、ご要望もあったことから、小中教育職員を含めた全教育職員の現状については本文で言及することとした。」との回答があり、再度「県人事委員会は全教育職員の勤務条件を対象として報告するのではないか。来年度は全教育職員のデータを掲載してほしい。」と強く要望しました。

令和4年 職員の給与等に関する報告と勧告の概要

○ 給与報告・勧告のポイント

- ① 民間給与との較差814円(0.23%)を埋めるため、人事院勧告に準じた給料表の引上げ
- ② ボーナスの支給月数の引上げ(0.10月分)

I 民間給与との較差に基づく給与改定

1 本年の職員の給与と民間給与との比較

(1) 月例給(平均給与月額)の比較

民間給与(事務・技術)	県職員給与(行政職)	較差
360,322円	359,508円	814円(0.23%)

(注)1 平均給与月額とは、所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等以外の全ての給与の平均月額をいう。

2 民間給与は、令和4年職種別民間給与実態調査に基づき役職段階、学歴及び年齢を県職員と対応させて算出したも

のである。

3 民間給与との比較に用いた県職員の平均年齢は43.0歳で、平均経験年数は20.3年である。

(2) ボーナスの比較

民間の年間支給割合	県職員の年間支給月数	差
4.39月	4.30月	0.09月

(注)民間の年間支給割合は、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績である。

2 給与改定等の内容

(1) 月例給

- ・行政職給料表については、人事院勧告における俸給表に準じて引上げ改定を行う。
- ・行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定を行う。

◆給与改定額及び改定率(行政職)

現行給与月額	改定後の給与月額	改定額(率)	改定額の内訳
359,508円	360,245円	737円 (0.21%)	給料月額 713円 はね返り分(注) 24円

(注)給料等の改定に伴い手当額が増減する分

(2) ボーナス

- ・年間支給月数を引上げ 4.30月分 → 4.40月分(勤勉手当を0.10月分引上げ)
- ・来年度以降は6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう支給月数を定める。

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当 勤勉手当	1.20月(支給済み) 0.95月(支給済み)	1.20月(改定なし) 1.05月(現行0.95月)
5年度以降 期末手当 勤勉手当	1.20月 1.00月	1.20月 1.00月

※月例給及びボーナスの改定による平均年間給与影響額等(行政職)

[勧告前] 5,908千円 [勧告後] 5,957千円

[影響額(率)] 49千円(0.82%)

(3) 55歳を超える職員の昇給制度の見直し

55歳を超える職員は、勤務成績が「良好」の場合では昇給しないこととし(現行は2号給の昇給)、「特に良好」の場合には1号給(現行は3号給)、「極めて良好」の場合には2号給以上(現行は4号給以上)の昇給に、それぞれ抑制することとする。

(4) 実施時期

- (1)は令和4年4月1日、(2)は令和4年12月1日、(3)は令和5年4月1日

II 人事管理

1 人材の確保・育成

(1) 優秀で多彩な人材の確保

- ・民間企業や国家公務員との間で人材獲得が競合する中、本県の行政に携わることの魅力ややりがいについて、積極的に情報発信を行うとともに、職員に対するキャリア形成支援や働き方改革への取組についても情報発信を行うなど、より訴求力を高めるための創意工夫が求められる。
- ・採用試験の実施方法等について、他の都道府県の状況も参考にしながら幅広く検討し、受験しやすい環境の整備に引き続き取り組んでいく必要がある。
- ・今後の定年延長に伴う定年引上げ期間中においても、一定の新規採用職員を継続的に確保する等、職員の年齢構成や退職者数等の見通しを踏まえた中長期的観点からの定員管理にも努める必要がある。

(2) 人材の育成

- ・職員のキャリア形成の支援が重要であり、若手職員への技術継承の一層の推進、オンライン方式の活用による職員研修の受講機会の拡充や資格取得の支援により、職員の専門能力を向上させる取組が求められる。
- ・女性職員のキャリアアップへの動機づけを行うことにより、管理職の候補となる女性職員の人材の層を厚くしていくことが重要である。

(3) 人事評価の適切な実施と活用

- ・今後も人事評価制度を円滑かつ適切に運用するためには、より公正性や納得性の高い制度としていくことが重要であり、県民サービスの向上につなげられるよ

う実施状況を検証するとともに、必要に応じて、制度を改善していくことも重要である。

2 勤務環境の整備

(1) 総実勤務時間の短縮

- ・任命権者においては、超過勤務命令の上限時間等が設定された趣旨及び昨年度の超過勤務の実態等を踏まえ、総実勤務時間の短縮に向けた取組をより一層進めていくほか、引き続き適切な勤務時間管理を行う必要がある。本委員会としても、引き続き規則の遵守状況の把握に努め、必要に応じて任命権者に対し指導・助言等を行っていく。
- ・年次休暇については、任命権者において、年5日以上の確実な取得を達成するとともに、引き続き計画的な取得を促進するための取組を進める必要がある。
- ・教育委員会においては、令和2年4月から、教育職員の「時間外在校等時間」の上限を設けたところであるが、繁忙期においては、上限を超える人数の割合が高い月もあり、業務量及び勤務時間・休憩時間の適切な管理をはじめ、教育職員の心身の健康及び福祉の確保のための取組について、引き続き着実に進めていくことが重要である。

(2) 仕事と家庭の両立支援

- ・地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことを踏まえ、任命権者においては引き続き、男性職員の育児休業取得促進など、職員の仕事と家庭の両立支援制度の活用について働きかけを行っていく必要がある。
- ・テレワークや時差出勤等の柔軟な働き方については、今後も引き続き、環境整備や制度上の課題を把握し、検証していく必要がある。

(3) 健康管理対策の推進

- ・メンタルヘルスについては、ストレスチェックの適切な実施と活用等を通じ、心の不調者の発生防止や早期発見・早期対応、円滑な職場復帰と再発防止といった各段階に応じた対策を引き続き重点的に講じることが必要である。
- ・やむを得ず長時間労働を行った職員に対しては、労働安全衛生関係法令に基づく医師による面接指導等を活用していくことが重要である。
- ・職場におけるハラスメントについては、任命権者が定めたハラスメントの防止等に関する方針等に基づき、対策を推進していく必要がある。本委員会としても、地方公務員法に基づき、職員からの苦情相談等に引き続き適切に対応していく。

3 高齢層職員の能力と経験の活用

- ・定年を段階的に65歳に引き上げるための地方公務員法の一部を改正する法律が昨年6月に可決・成立したところであり、本県においても関係条例を整備するなど、定年の引上げを円滑に行うための施策を進めていく必要がある。
- ・高齢期における多様な職業生活設計の支援を図る観点からも、業務内容や配置ポスト、モチベーションの向上方策のほか、給与・任用形態等を含めた高齢期雇用のあり方について、引き続き検討を行っていく必要がある。

4 公務員倫理の徹底

職員一人ひとりが、職務の内外を問わず、県民全体の奉仕者として強い使命感と高い倫理観を持って県民の期待と信頼に応えられるよう行動する必要がある。

三豊市における公立夜間中学の成立過程について(2)

城之内 庸仁(一般社団法人 岡山に夜間中学校をつくる会 理事長)

三豊市では、教育機会確保法の第四章の「協議会」を設置するのではなく、「検討委員会」という形で公立夜間中学開設に挑みました。ここで、教育機会確保法の「第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等」の条文を確認し、「協議会」と「検討委員会」の相違をみておきたいと思います。

「協議会」と「検討委員会」の違いについて

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。（協議会）

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 都道府県の知事及び教育委員会
二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会
三 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

「協議会」と「検討委員会」の大きな相違点は、「協議会」には、都道府県の知事及び教育委員会、当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会、つまり、地方自治体の「首長」が構成員となることが必須条件になります。三豊市の場合は、「検討委員会」がまとめた報告書を市長、教育長に手交し、「報告書にまとめたことを実現してください」というお願いベースになります。必ずしも報告書の内容がすべて実現されるとは限りません。しかし、「協議会」の場合は、首長や教育委員会と共に議論をしているので、そこで決定したことは、原則、実現されることとなります。「検討委員会」よりも「協議会」が決定事項に対して実現する可能性が極めて高いといえます。

しかし、現実的には、「首長」を構成員にすることが難しく、「協議会」の設置が叶わず、そのことで公立夜間中学の設置が進まない要因とする有識者がいます。一方で、「首長」があくまで構成員になるべきだという有識者も

います。それは、学校設置者である首長が協議会に参加することで、協議の決定事項がスムーズに実現されることと、首長が協議会に出席できない場合は、代理を立てる等、方法はあるのではないかと、という指摘ができるからです。

三豊市の場合は、教育機会確保法の「協議会」ではなく、「検討委員会」という形で、公立夜間中学の設置に向けて動き出しましたが、著者の所感では、首長の夜間中学設置への熱い思いが、「検討委員会」という形態でも報告書を十分に反映した公立夜間中学の設置が実現できたと考えます。教育機会確保法の「協議会」でなくとも公立夜間中学の設置、特に、生徒中心の夜間中学をつくる事は可能であると言えます。その際には、首長や教育委員会の本気度が重要になると考えられます。

三豊市教育委員会は、「公立夜間中学」について、次のように捉えています。

・公立夜間中学は、戦後の混乱期の中で生活困窮などの理由で昼間に就学できなかった方々への学び直しの場として昭和20年代初頭に生まれたもの。

・近年は、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方や本国で義務教育を受けていない外国籍の方などの義務教育を受ける機会を実質的に保証する役割も期待されている。

・文部科学省においては、全政令市及び全都道府県に最低1校の公立夜間中学を設置する方針を掲げている。

(第1回目の検討委員会の教育委員会提出資料より)

三豊市教育委員会は、「三豊市の公立夜間中学の目指す姿」の背景を以下のように示しました。

・入学対象に想定される方は、様々な理由で学齢期において十分に学ぶことができず、その後も基礎的な学力を身に付ける機会を得られず、何らかの困難を抱えているものと想定される。

・全国の先進地事例によると入学対象となる各層の方々から様々な教育ニーズが掲げられており、学習の基礎基本にかかわる内容から、社会的な基礎知識の習得、人間関係作り、日本語指導まで幅広いニーズが求められている。

(第2回目の検討委員会の教育委員会提出資料より)

今回は、検討委員会での注目すべき点(議論)を紹介したいと思います。



城之内庸仁氏

プロフィール

一般社団法人 岡山に夜間中学校をつくる会 理事長
全国夜間中学校研究会 理事/三豊市における夜間中学協議会 委員/基礎教育保障学会 理事/香川県三豊市における公立中学校夜間学級在方検討委員会 副委員長

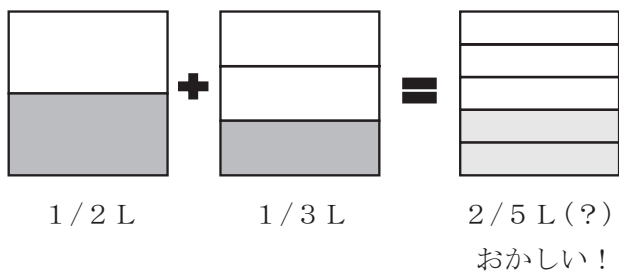
授業で使える小技や小ねた^{③〇}(異分母分数の加減(前編))

石原清貴(元小学校教員)

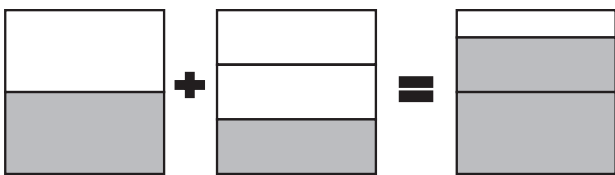
・ < $1/2$ Lの水と $1/3$ Lの水を合わせると何Lでしょう? > < $1/2 + 1/3 = 2/5$ だよね! >

わざとにこんな質問を投げかけて下さい!

なぜ聞くのかというと同分母分数の足し算は分母を足さないと分かっていても異分母分数の足し算になると、分母同士を足して $2/5$ Lと答える子がいるからです。そこで図を使って $2/5$ の大きさを知らせてください。図を見ると答えが $2/5$ にならないことはすぐに分かります。



図示することで分母が違っていると足し引き算が出来ないのだと言うことを分かってもらいます。しかし計算ではどうなるのか分からないけれど、実物の量は足し合わせることは出来ます。それを図で表すと下の図になります。



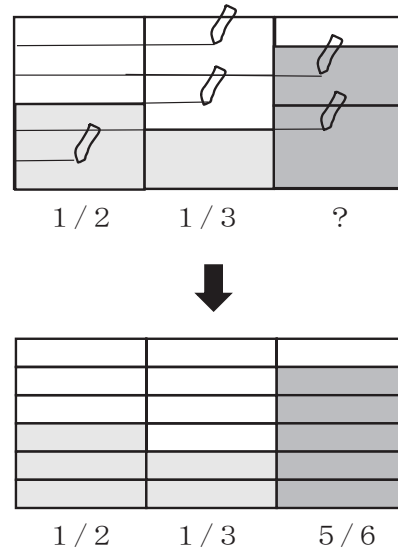
この図を見せた後、足した結果の量は1 Lますのどれだけに当たるのか?それをうまく表す方法はないのか?を考えてもらいます。この答えの分数を表す方法はいくつかあるのですが、ここでは「横線そろえ方法」を説明します。

まず三つの分数カードを下の図のように並べてここから全部に共通する分母を探します。ヒントはそれぞれの分数の区切り線の位置です。見つからない場合はそれぞれの分数の区切り線をつながせるようにヒントを出します。そうす

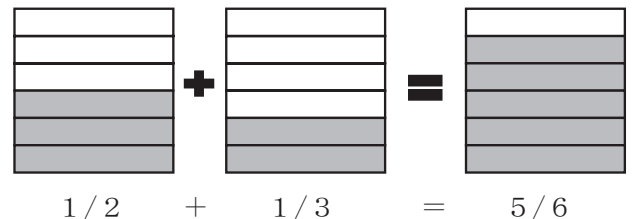


石原清貴氏

ると $1/6$ のラインを発見することが出来ます。



こうやると、 $1/2$ が $3/6$ に、 $1/3$ が $2/6$ にそれぞれ変身して答えが $5/6$ になることがはっきりとします。



ここで分母の異なる分数同士の足し算引き算は、それぞれの分数の分母を同じにすると足したり引いたり出来るようになる事が分かります。「分母の異なる分数は共通の分母に変身させると足したり引いたり出来る」「共通の分母にすることを<通分する>という事をここでしっかりつかませます。(但し分母を変えると分子も変わることを確認してください)

(後半は次号に続く)

連載のバックナンバーは
<https://jtu-k.com/newspaper.php>
 でご覧になることができます。

第18回 **LGBTQ+**をテーマにした映画祭

じんけんwebフェスタ2022共催事業
▲かがわ文化芸術祭2022参加行事

香川レインボー映画祭

今年も性とライフスタイルの多様性をテーマに、厳選作品を上映！

今年もオンライン開催！

とき 2022年12月3日(土)



← 『片袖の魚』

12月3日(土)10:00~23:00までオンライン(vimeo)
(開催時間中はいつでも見られます)

上映作品 『片袖の魚』『TSUYAKO』

料金 1作品800円、2作品1400円

チケット申込期限 12月3日(土)21:00まで

詳細は <https://kagawa-rff.org/> で案内します。



← 『TSUYAKO』

気もちよく安心して働けていますか？

電話相談会

来春の
人事異動相談
もしています

相談には
臨床心理士が
あたります！



2022年11月17日(木)18:30~20:00

パワハラ、セクハラ、マタハラなど、職場の人間関係で気になることなど、お気軽にご相談ください。日教組香川役員、臨床心理士が対応させていただきます!!

新型コロナウイルス感染症対策のため、JTU-カフェは当分 **お休み** させていただきます

☎ フリーダイヤル : 0120-27-5925

第3木曜日です